

# 令和7年度下半期予算執行状況

財政課（麻生庁舎）  
☎0299-72-0811

## 一般会計

### 歳入

科目	予算現額	収入済額	収入率
市 税	41億6,702万円	43億4,422万円	104.3%
地方譲与税	2億8,350万円	2億8,350万円	100.0%
利子割交付金	656万円	656万円	100.0%
配当割交付金	3,432万円	3,432万円	100.0%
株式等譲渡所得割交付金	5,330万円	5,330万円	100.0%
法人事業税交付金	7,686万円	7,686万円	100.0%
地方消費税交付金	8億6,650万円	8億6,650万円	100.0%
ゴルフ場利用税交付金	1億2,088万円	1億2,088万円	100.0%
環境性能割交付金	3,469万円	3,469万円	100.0%
地方特例交付金	2,541万円	2,541万円	100.0%
地方交付税	60億8,394万円	60億8,394万円	100.0%
交通安全対策特別交付金	208万円	208万円	100.0%
分担金及び負担金	2,417万円	2,382万円	98.6%
使用料及び手数料	1億2,975万円	1億2,150万円	93.6%
国庫支出金	31億5,663万円	25億2,624万円	80.0%
県支出金	15億5,155万円	5億3,062万円	34.2%
財産収入	7,893万円	7,457万円	94.5%
寄附金	10億110万円	9億875万円	90.8%
繰入金	20億1,157万円	1億1,311万円	5.6%
繰越金	9億8,606万円	9億8,606万円	100.0%
諸収入	4億1,428万円	3億3,990万円	82.0%
市債	20億4,110万円	0円	0.0%
合計	231億5,020万円	175億5,683万円	75.8%

### 歳出

科目	予算現額	支出済額	執行率
議会費	1億5,562万円	1億4,410万円	92.6%
総務費	59億9,903万円	28億3,237万円	47.2%
民生費	61億1,004万円	52億8,054万円	86.4%
衛生費	26億7,080万円	10億3,273万円	38.7%
農林水産業費	8億4,515万円	6億2,016万円	73.4%
商工費	4億2,353万円	2億1,252万円	50.2%
土木費	21億4,030万円	15億9,884万円	74.7%
消防費	9億7,663万円	8億4,831万円	86.9%
教育費	19億9,140万円	17億445万円	85.6%
災害復旧費	1,269万円	468万円	36.9%
公債費	17億4,096万円	17億3,463万円	99.6%
諸支出金	7,200万円	6,458万円	89.7%
予備費	1,205万円	0円	0.0%
合計	231億5,020万円	160億7,791万円	69.5%

歳入 予算現額 231億5,020万円  
収入済額 175億5,683万円 (75.8%)

歳出 予算現額 231億5,020万円  
支出済額 160億7,791万円 (69.5%)

## 特別会計・公営企業会計

会計名	歳入			歳出			
	予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	執行率	
国民健康保険特別会計	46億5,629万円	39億3,012万円	84.4%	46億5,629万円	39億8,186万円	85.5%	
介護保険特別会計	39億6,350万円	38億6,159万円	97.4%	39億6,350万円	35億671万円	88.5%	
後期高齢者医療特別会計	5億7,671万円	5億7,712万円	100.1%	5億7,671万円	5億659万円	87.8%	
水道事業会計	収益の収支	9億5,303万円	9億3,871万円	98.5%	8億6,626万円	7億8,300万円	90.4%
	資本的収支	5億4,756万円	2億9,917万円	54.6%	7億8,255万円	5億6,851万円	72.6%
下水道事業会計	収益の収支	8億7,424万円	8億4,843万円	97.0%	8億7,424万円	7億8,173万円	89.4%
	資本的収支	3億9,147万円	2億2,107万円	56.5%	6億4,386万円	4億9,526万円	76.9%

### 基金の状況

■財政調整基金	23億7,742万円
■減債基金	10億9,705万円
■公共施設整備基金	19億5,725万円
■揚排水施設維持管理基金	6,810万円
■なめがた振興基金	7,895万円
■行方市ふるさと応援寄附金基金	6億3,211万円
■行方市合併振興基金	17億1,704万円
■行方市防災まちづくり事業基金	6,678万円
■行方市公共交通システム事業基金	1億3,401万円
■行方市森林環境譲与税基金	436万円
■行方市消防自動車整備事業基金	1億4,834万円
■国民健康保険支払準備基金	9,186万円
■介護給付費準備基金	6億7,598万円
■下水道事業基金	3億1,632万円
合計	93億6,557万円

※現在高

### 出資金等の状況

■株券	4,470万円
■出えん金	3,908万円
■出資金	5億8,522万円
■寄託金	2,578万円
■債権	1,720万円
合計	7億1,198万円

※現在額

### 市債の状況

■一般会計債	130億4,634万円
■水道建設事業債	15億8,898万円
■下水道建設事業債	35億2,733万円
合計	181億6,265万円

※未償還額



市では、市の財政がどのように運営されているかを市民の皆さんにお知らせするため、予算の執行状況のあらましについて年2回公表しています。今回は、令和8年3月31日現在の執行状況をお知らせします。

※数値は、表示単位未満を四捨五入しています。

## 特別職報酬等審議会委員の募集

☎ 総務課（麻生庁舎）  
☎0299-72-0811

市議会議員の報酬、市長、副市長、教育長の給与、行政委員会委員等の報酬の額について、広く市民の皆さんの声を聞き、調査審議するため、行方市特別職報酬等審議会委員を募集します。

### ▼ 募集人数

1人（応募者が2人以上の場合は選考）

### ▼ 任期

委嘱の日から審議終了までの期間

### ▼ 応募資格

次のすべての要件を満たしている方ならどなたでも応募できます。

- ① 市内に居住している18歳以上の人
- ② 国・地方公共団体の議員、市職員および市の行政委員会委員でない人
- ③ 平日の日中に開催する会議に出席可能な人

### ▼ 報酬

出席1回につき5,000円

### ▼ 募集期間

6月4日（木）～17日（水）

※応募方法等の詳細は、市公式ホームページをご確認いただくか、総務課にお問い合わせください。

市公式ホームページは  
こちらから▶



## 道路交通法の改正

☎ 総務課（麻生庁舎）  
☎0299-72-0811

交通事故の抑止を図るため、道路交通法が改正され、順次施行されています。交通ルールを遵守し、安全運転を心がけましょう。

### 🚲 自転車

交通反則通告制度（青切符）が導入  
（令和8年4月1日から）

自転車は軽車両になります。自転車に乗る時は、軽車両の運転者として交通ルールを遵守するとともに、交通マナーを実践するなど安全運転に心掛けてください。

※取締りの対象は16歳以上の運転者となり、16歳未満の運転者には原則として指導警告がなされます。

### 【主な反則金】



ながらスマホ  
12,000円



右側通行  
6,000円



信号無視  
6,000円



▲その他の違反等は、警察庁ホームページをご確認ください

### 🚗 自動車

自動車等が自転車等の右側を通過する場合  
（令和8年4月1日から）

自動車等が自転車等の右側を通過するときは、できる限り間隔を空けましょう。少なくとも1メートル程度間隔を空けることが安全です。

自転車と1メートル程度の間隔を確保できない場合には、時速20キロメートルから30キロメートル程度で運転しましょう。

生活道路（※）における自動車の法定速度が引き下げ  
（令和8年9月1日から）

生活道路の法定速度が、60キロメートルから30キロメートルに引き下げられます。

道路標識または道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

※生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のこと。

広告

**神栖・鹿島セントラル法律事務所**

お気軽にご相談ください  
☎0299-91-1171

弁護士 瀧 智英  
弁護士 谷本 雅晃  
(茨城県弁護士会所属)

鹿島セントラルビル新館5階  
〒314-0144 茨城県神栖市大野原4丁目7番11号

MUSBELL

うちの子も **結婚** できました!

お気軽にご連絡ください

独身のお子様の結婚相談

マル進マークCMS取得 MUSBEL株式会社  
結婚相談所ムスベルつくば ☎0120-138-026

つくば市吾妻3丁目14-17 堀田ビル2階  
営業時間：10時～19時 定休日：第2・第4水曜日

## 防犯カメラ・感震ブレーカーの設置（購入）補助

☎ 総務課（麻生庁舎）  
☎ 0299-72-0811

### 防犯カメラ購入（設置）補助

市では、犯罪の発生を抑止し、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的として、市内の住宅の敷地内に防犯カメラを設置した費用の一部を補助します。



- ▼ 対象者
  - ・市内に住所があり、居住している方
  - ・市内に住宅を所有している方
  - ※法人および賃貸物件（借主・貸主）は、対象外
- ▼ 補助対象
  - ・防犯カメラ購入費、工事費、設置している旨の表示をする看板（ステッカー等）の費用
  - ※ 4月1日（水）以降に購入、設置したものが対象
  - ※ 撮影した映像を記録する録画装置、その他防犯カメラと一体的に機能する機器（スマートフォン、タブレット端末、パソコン等を除く）の購入費も対象
  - ※ 購入に係る送料および手数料等は、対象外

- ▼ 補助額
  - 購入費用の2分の1  
（補助上限25,000円、100円未満は切り捨て）
  - ※ 申請は、1世帯につき1回限り

- ▼ 申請期間
  - 6月1日（月）～令和9年3月31日（水）

- ▼ 申請および提出書類等
  - ・補助金交付申請書兼請求書
  - ・領収書の写し
  - ・設置場所が確認できる写真
  - ・振込口座（通帳等）が確認ができるもの



▲ 申請書はこちらから

### 感震ブレーカー設置（購入）補助

市では、地震発生時における火災の発生および延焼を防止し、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的として、市内の住宅に感震ブレーカーを設置（購入）する費用の一部を補助します。



- ▼ 対象者
  - ・市内に住所があり、居住している方
  - ・市内に住宅を所有している方
  - ※法人および賃貸物件（借主・貸主）は、対象外
- ▼ 補助対象
  - 感震ブレーカーの設置（購入）費用
  - ※ 4月1日（水）以降に購入、設置したものが対象
  - ※ 分電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプなどタイプは問いません。ただし、日本配線システム工業会または日本消防設備安全センターの規格に適合したものに限り
  - ※ 購入に係る送料および手数料等は、対象外

- ▼ 補助額
  - 購入費用の3分の2  
（補助上限80,000円、100円未満は切り捨て）
  - ※ 申請は、1世帯につき1回限り

- ▼ 申請期間
  - 6月1日（月）～令和9年2月26日（金）

- ▼ 申請および提出書類等
  - ・補助金交付申請書兼請求書
  - ・領収書の写し
  - ・適合基準を満たすものを証する書類
  - ・設置場所が確認できる写真
  - ・振込口座（通帳等）が確認ができるもの



▲ 申請書はこちらから

- ▼ 申請書
  - 申請書兼請求書は、上のQRコードからダウンロードするか、下の窓口等で受け取ってください。総務課、総合窓口課（玉造庁舎）、北浦総合窓口室

- ▼ 提出先
  - 総務課に持参または郵送  
〒311-3892 行方市麻生 1561-9  
行方市役所麻生庁舎 総務課防災交通グループ
  - ※ 持参の場合、土日・祝日を除く

### 行方の魅力発信広報番組「なめトーク」



Lucky FM茨城放送（水戸局94.6MHz、つくば・日立局88.1MHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPYパンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

### エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひろどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

- 放送エリア  
鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市）
- 周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

## 国保税の口座振替

☎ 収納対策課 (麻生庁舎)  
☎ 0299-72-0811

国民健康保険税は、加入者がいる世帯の世帯主が負担することになっています。市税等預金口座振替依頼書を提出する方で、国民健康保険税の口座振替を申し込む方は、納付者を間違えないようご注意ください。

同一世帯で世帯主とその妻、子で暮らす家庭の例

世帯主



社会保険等に参加  
※国保は未加入

妻



扶養  
※国保は未加入

子



国保に加入



この家庭の場合、納付者は世帯主



市税等預金口座振替依頼書

住所	_____
納付者	フリガナ _____
氏名	_____

▲世帯主の氏名を記載しましょう

※世帯に1人でも国民保険加入者がいる場合、世帯主が未加入者であっても納付義務を負います。

## 歯周疾患検診

☎ 健康増進課 (保健センター)  
☎ 0291-34-6200

お口の健康を守ることは、全身の健康管理への入り口です。10年に1度のこの機会に検診を受け、自分のお口の状態を確認し、それに合った口腔ケアの方法を知りましょう。

### ▼ 実施期間

6月1日(月)～令和9年2月28日(日)

### ▼ 実施場所

市内の契約歯科医院

### ▼ 対象者

令和9年3月31日時点で、30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の方

### ▼ 料金

無料 ※検診結果に基づく治療を行う場合は、保険診療扱い

### ▼ 申し込み方法

電話または市公式ホームページから

### ▼ 申込期限

令和9年2月12日(金)まで



▲詳細はこちらから

## 医療福祉費受給者証 (マル福) の更新

☎ 国保年金課 (玉造庁舎)  
☎ 0299-55-0111

ひとり親家庭・重度心身障害者を対象とした7月1日(水)からの新しい受給者証は、令和7年中の所得を確認し、該当する方へ6月下旬に送付します。

### ▼ 注意点

加入している健康保険の情報が変更になった場合は、変更の届出が必要となりますので、最寄りの庁舎で手続きをしてください。

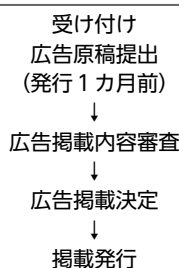
## 広告募集

「市報行方」へ  
広告を掲載しませんか

市では「市報行方」に有料広告を掲載していただける方を募集しています。詳しくは、魅力発信課まで。

☎ 0299-72-0811

FAX 0299-72-1537



地域を元気にする  
取り組みにも  
役立てられる  
調査です



全国すべての事業所・企業が対象です。

経済センサス  
活動調査

経済の国勢調査

調査期日：6月1日

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村

## 高齢者健康診査

☎ 国保年金課（玉造庁舎）  
☎ 0299-55-0111

市では、後期高齢者医療保険制度に加入されている方の健診に関する事業を実施しています。定期的に通院されている方も、年1回の健診を受けましょう。

### ▼ 対象者

後期高齢者医療保険制度に加入されている方  
※ 75歳以上、一部 65歳以上

### ▼ 負担金

無料

### ▼ 健診内容

問診・身体測定・血圧・血液検査・尿検査など

### ▼ 受診方法

対 象	受診方法
市の住民健診・総合健診（ミニドック）で受ける方	市報や市公式ホームページで日程や予約方法を確認し、受診してください。 【問】健康増進課 ☎ 0291-34-6200
契約医療機関で受ける方	高齢者健診のみを受診する場合 ① 下記契約医療機関へ予約をする。 ② 各庁舎窓口で高齢者健診助成申請をする。 ③ 審査後、高齢者健診受診券を郵送。受診券を医療機関へ持参して受診する。 ※ 受診期間、申請受付期間は令和9年3月末日

### ▼ 受診場所

名 称	住 所	電話番号
山王台病院 B 別館 人間ドック・健診センター	石岡市東石岡 4-1-38	0299-23-4113
霞ヶ浦成人病研究事業団 健診センター	稲敷郡阿見町中央 3-20-1	029-887-4563
小美玉市医療センター	小美玉市中延 651-2	0299-58-2713

**CHECK!** 人間ドック等の助成を利用して受診する場合

- ・医療機関で、人間ドック等受診料から助成額を差し引いた金額をお支払いいただきます。
- ・詳細は、市報行方 4月号または市公式ホームページをご確認ください。

## 障害者相談員

☎ 社会福祉課（玉造庁舎）  
☎ 0299-55-0111

市では、障害者相談員として、身体障害者相談員、知的障害者相談員を下記の方に委嘱しています。相談員は障害のある方々の立場に立ち、地域で身近な相談相手として活動しています。お気軽にご相談ください。任期は、令和9年3月31日までです。

### ▼ 身体障害者相談員

原 喜美子 ☎ 0291-35-0235  
☎ 080-8025-1112  
樽見 八重子 ☎ 0299-55-0330

### ▼ 知的障害者相談員

堀越 美和子 ☎ 090-5208-2271  
大和田 昭吉 ☎ 090-8850-7120  
男庭 美紀 ☎ 0299-55-4562

## 食料品等価格高騰対策支援金

申請受理日	振込日
3月16日(月)～3月30日(月)	4月10日(金)
3月31日(火)～4月6日(月)	4月15日(水)
4月7日(火)～4月9日(木)	4月20日(月)
4月10日(金)～4月16日(木)	4月27日(月)
4月17日(金)～4月27日(月)	5月11日(月)
4月28日(火)～4月30日(木)	5月15日(金)
5月1日(金)～5月11日(月)	5月20日(水)

申請を受理した日に対して、振込予定日を随時更新します。給付状況は、市公式ホームページでご確認ください▶



※申請内容に記入漏れ、書類不足等がある場合は、振り込むことができません。別途ご案内を送付していますので、ご確認をお願いします。

【問】秘書課（麻生庁舎）  
☎ 0299-72-0811

# 子ども・子育て支援金制度

問 国保年金課 (玉造庁舎)  
☎0299-55-0111

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります。この制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。この理念・仕組みに基づき、皆さんが加入している医療保険の保険税(料)に、子ども・子育て支援金分の保険税(料)を併せて納めていただくものです。これは国民健康保険・後期高齢者医療制度だけでなく、ほかの公的医療保険(健康保険・共済組合・国民健康保険組合等)に加入している方も同様です。

本制度に関するお問い合わせは、

【問】 子ども家庭庁コールセンター

☎0120-303-272

受付時間は、9:00～18:00(日曜、祝日を除く)



▲子ども家庭庁のホームページはこちらから



▲子ども・子育て支援金のリーフレットはこちらから



児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など  
子ども・子育て支援の拡充が既に始まっています。  
給付の拡充には、令和8年度から始まる  
子ども・子育て支援金が充てられます。

## 拡充される給付の例

- 1 児童手当の拡充
- 2 妊婦のための支援給付
- 3 出生後休業支援給付
- 4 育児時短就業給付
- 5 子ども誰でも通園制度
- 6 育児期間中の国民年金保険料免除

- Q 「子ども・子育て支援金制度」って?**  
A 全ての世代や企業のみならず支援金を拠出いただき、上記6つの子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。
- Q いつから始まるの?**  
A 令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが、実際の徴収開始時期は加入する医療保険制度によって異なります。
- Q 支援金っていくらなの?**  
A 令和8年度の個人や世帯の支援金額(平均月額)の試算は次のとおりです。実際の額は加入する医療保険制度や所得等により異なります。  
健保組合:被保険者一人当たり約550円  
国民健康保険:一世帯当たり約300円  
後期高齢者医療制度:被保険者一人当たり約200円

支援金制度の詳細について知りたい方はこちら

子ども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度について」

子ども家庭庁公式note「最近話題の「子ども・子育て支援金制度」について」

## 地域の皆さんで幼稚園と学校をサポート

### 幼稚園・学校支援ボランティアの募集

市内の幼稚園や小・中学校で、ボランティア活動(無償)をしていただける地域の方を募集します。「行方市幼稚園・学校支援ボランティア」として、子どもたちのためにあなたの力を貸してください。



#### 任期

登録日から2年間(1年ごとに継続確認)

#### 活動場所

市内公立幼稚園、小・中学校内および当該校の学区内

#### 活動日時

活動する幼稚園、小・中学校と相談の上、決定

#### 申し込み方法

- 市教育委員会ホームページから「登録書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、生涯学習課へ直接持参、郵送、FAX
- 下のQRコードからも申し込み可



▲申し込みはこちらから

【問】 生涯学習課(北浦庁舎)  
☎0291-35-2111  
FAX 0291-35-1785

#### その他

- 年度末に継続確認書を送付します。
- 活動中の事故やけが等に対応する保険に、市教育委員会の負担で加入します。

#### 【主な活動】

学習指導補助	生活:まち探検、昔の遊び、 技家:のこぎり、カンナ、裁縫 等
各種学校行事の支援	体力テスト計測、運動会補助、持久走大会補助 等
安全確保・環境保全	登下校・校外学習見守り、読み聞かせ、図書整理、校庭の除草、花壇植栽、樹木剪定、施設の宮繕全般 等

#### 【活動例】

麻生小学校 郷土かるた体験

北浦幼稚園 遊戯指導



## 児童手当の現況届の提出

問 こども課（玉造庁舎）  
☎0299-55-0111

現況届とは、6月分以降の手当を、引き続き受給する要件を満たしているかを確認するためのものです。提出が必要な方には、6月上旬に案内を送付しますので、詳細な内容は案内をご確認ください。

- ▼ 提出期限 6月30日（火）
- ▼ 提出先 こども課  
（子育て支援グループ）



### 提出忘れにご注意を

提出されない場合、6月分以降の児童手当を受けられなくなることがありますので、ご注意ください！



## 障害者福祉タクシー助成券

問 社会福祉課（玉造庁舎）  
☎0299-55-0111

市では、障害のある方が医療機関等への通院や買い物に行く際の交通費の一部を助成しています。

- ▼ 対象者 市内に住所を有し、下記のいずれかの手帳を交付されている方
- (1) 身体障害者手帳1級、2級
  - (2) 療育手帳④、A
  - (3) 精神障害者保健福祉手帳1級、2級  
※ただし、茨城県や市から自動車税の減免を受けている方は除く。
- ▼ 申請時期 随時申請可能
- ▼ 必要書類 障害者手帳
- ▼ 助成額
- (1) 500円の助成券を年間最大90枚交付  
※申請月によって、交付枚数は異なります。
  - (2) 1回の乗車で最大4枚（2,000円分）使用可能

## 難病患者福祉見舞金

問 社会福祉課（玉造庁舎）  
☎0299-55-0111

市では、難病患者に対し、毎年9月と3月に見舞金を支給しています。なお、すでに受給されている方は申請不要です。

- ▼ 対象者 市内に住所を有し、下記のいずれかの受給者証を交付されている方
- (1) 指定難病特定医療費受給者証
  - (2) 一般特定疾患医療受給者証
  - (3) 小児慢性特定疾病医療受給者証
  - (4) 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証
- ▼ 申請時期 随時申請可能 ※申請日の翌月から支給開始
- ▼ 必要書類
- (1) 受給者証
  - (2) 難病患者本人名義の口座番号が分かるもの（通帳またはキャッシュカード）  
※児童の場合は、保護者名義
  - (3) 来庁される方の本人確認書類（運転免許証など）
- ▼ 支給額 月額2,500円（年間最大30,000円）



## 道路に張り出した樹木は危険です！ ～事故が起きた場合は、所有者の責任に問われることも～



安全確保のため、定期的な枝切り・伐採をお願いします。

- ・歩行者や車両と接触の恐れがある
- ・枯れ枝の落下や倒木の危険がある

### 注意事項

- ・電線や電話線がある場所での作業は、事前に最寄りの電気事業者、通信事業者に相談してください。
- ・作業の安全確保、通行車両・歩行者・自転車等への安全確保に十分配慮してください。

【問】道路維持課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

## 蓄電システム（蓄電池）の補助

環境課（北浦庁舎）  
☎0291-35-2111

市では、地球温暖化対策と市民の環境意識のさらなる向上を図るため、県の補助金を活用して、家庭用太陽光発電設備と連携した蓄電システムを設置する個人に対して、補助金を交付します。

### ▼ 対象者

- ・自ら所有し、居住する住宅に設置する方
- ・自らの居住の用に供するための住宅の新築に  
合わせて設置する方 など

### ▼ 対象設備

電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであること など

※対象者や対象設備等は、記載した以外にも詳細な条件がありますので、市公式ホームページで補助金交付要綱等をご確認の上、申請してください。

### ▼ 補助金額

50,000円

### ▼ 申し込み方法

必要な添付書類を付けた補助金申込書一式を環境課へ提出



▲詳細は  
こちらから

## 木造住宅の耐震診断士の派遣

都市建設課（玉造庁舎）  
☎0299-55-0111

既存木造住宅の耐震性を確認するため、木造住宅耐震診断士を派遣し、目視や聞き取りによる一般耐震診断を行い、耐震補強が必要かどうかを判定します。

### ▼ 対象住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（旧耐震基準）で、階数が2階以下、延べ床面積が30㎡以上のもので、併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの。

### ▼ 調査費用

無料

### ▼ 募集件数

2件 ※先着順

### ▼ 申し込み方法

申込書に必要事項を記入し、都市建設課に提出

### ▼ 申込期間

6月8日（月）～8月28日（金）



▲詳細は  
こちらから



### 「耐震診断」や「耐震改修」に名を借りたセールスに注意！

悪質なセールスにご注意ください。市では、業者等をあつせんすることはありません。悪質なセールスにあった場合は、消費生活センターや警察に相談してください。



## 水田の蛇口の盗難にご注意！



日頃からこまめにご確認を

市内で、水田の金属製給水バルブの盗難が発生しています。所有のバルブが盗まれていないかをご確認ください。また、次の防犯対策にご協力をお願いします。

### 対策

- ・農閑期は蛇口を外し、自宅で保管する
- ・プラスチック製のバルブに交換する
- ・農地を見回り、盗難を計画する者へけん制する

### 被害が発生した場合

- ・各地域の土地改良区へ報告する
- ・警察へ通報し、被害届を提出する



【問】農林水産課（北浦庁舎）  
☎0291-35-2111

## 斑点米カメムシ類の防除

問 農林水産課(農業振興センター)  
☎0291-35-3114

斑点米カメムシ(以下「カメムシ類」とは、もみを吸汁し斑点米を発生させるカメムシの総称です。近年は、全県的にイネカメムシなど大型のカメムシ類による食害が問題となっており、斑点米による等級低下や不稔による減収も発生しています。適切に防除しましょう。

### 防除のポイント

#### 畦畔の除草管理

出穂の2週間前までに行う。

※出穂間際の除草は、カメムシ類を圃場内へ追い込み逆効果となります。

#### 主食用・加工用米での薬剤防除

- ①出穂期: 圃場内の株のうち、半分出穂した時期に薬剤を散布。
- ②乳熟期: 出穂期後10～15日後に薬剤を散布。



主食・加工用米は、②乳熟期防除がメイン、多発生時は、①出穂期防除を追加すること。



▲イネカメムシ  
(左:成虫、右:幼虫)



▲イネカメムシにより基部を加害した斑点米

防除適期予測、カメムシ発生状況調査のご依頼は、

【問】行方地域農業改良普及センター

☎0299-72-0256

## トラバサミの使用禁止

問 鳥獣害対策課(北浦庁舎)  
☎0291-35-2111

使用によって、人やペットそして野生動物たちにけがを負わせないためにも、危険なトラバサミの使用はやめましょう。

### トラバサミとは?

バネの力で動物の脚などを挟んで捕獲する狩猟用わなのひとつで、脚を挟まれた場合はけがをする恐れがあります。



▲詳細はこちらから



### 守られない場合には、罰則があります

#### 狩猟の観点から

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)」で規制されており、違反した場合は1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に科せられます。

※所定の要件を満たし、かつ市町村等の許可を得た場合は除きます。

#### 動物愛護の観点から

トラバサミで、犬や猫等(愛護動物)を殺傷した場合は「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)」の違反になる可能性が高く、5年以下の拘禁刑または500万円以下の罰金に科せられます。

※自分の敷地内であっても使用は認められません。

## イノシシにご注意ください!

イノシシに出会ってしまったら・・・

○落ち着いてゆっくり行動しましょう!

慌てず、騒がず、イノシシを刺激しないよう、ゆっくりその場を離れましょう。

○攻撃したり、威嚇したりしてはいけません!

追いかけて、石を投げてはいけません。興奮して突進されたり、かみつかることがあります。

○うり坊(イノシシの子)を見かけても近づいてはいけません!

うり坊を見かけても、近づいたり、追いかけてはいけません。近くに母イノシシがいる可能性があります。また、絶対に食べ物を与えないでください。人への警戒心を低下させ、人が食べ物の供給源だと学習させることにつながります。

興奮したイノシシは大変危険!



【問】鳥獣害対策課

☎0291-35-2111